

<日本調剤グループ人権方針>

私たち日本調剤グループは、「すべての人の『生きる』に向き合う」を使命に掲げ、医療を通じて社会に貢献する会社として、人々の健康な生活を支える役割を担っています。このため、人権の尊重は当社グループの事業継続のための前提となる重要な基盤と考えます。患者さまを始めとする当社グループにかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重し、事業活動を推進していくために、以下の方針を定めます。

1. 基本方針

日本調剤グループは、「国際人権章典 (International Bill of Human Rights)」、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則 (The UN Guiding Principles on Business and Human Rights)」、国連グローバル・コンパクト (UNGC) の「4分野10原則」に賛同し、国際規範を遵守した人権尊重を推進します。

人種、肌の色、性別、身体障がい、国籍、言語、宗教、信条・思想、財産、門地その他の地位によるいかなる差別・ハラスメントを排除し、これらを理由とする雇用・待遇・昇進等の決定における差別や嫌がらせを禁止します。また、いかなる国や地域においても児童労働、強制労働、奴隷労働、人身売買を行わず、人権尊重と保護を損なういかなる行為を認めません。従業員に対して、結社の自由と団体交渉権を尊重し、過剰労働時間を削減します。さらに、最低賃金・同一労働同一賃金を遵守します。

2. 適用法令の遵守

日本調剤グループは、事業活動を行う各国、各地域の法令と規則を遵守します。なお、当該国・地域の法規制と国際的な人権規範に差異がある場合は、より高い基準を遵守し、相反する場合は、国際的に認められた人権を最大限遵守する方法を追求します。また、日本国内における過剰労働の抑制及び時間外労働の低減に関する取り組みについては、三六協定を遵守するとともに、より厳しい基準での時間外労働の上限時間を独自に設定し、ワークライフバランス、健康増進に取り組みます。

3. 適用範囲

本方針は、日本調剤グループのすべての役員・執行役員・従業員に適用します。また、当社グループに関係するすべてのサプライチェーン企業やビジネスパートナーに対して、本方針への理解と支持を求め、人権尊重とともに推進していきます。

4. 人権デューデリジェンス

日本調剤グループは、サプライチェーンを含めたすべての事業活動の中で、人権侵害が起こらないように努めます。そのため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に即した人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権に関わる負の影響とリスクを特定、評価し、その防止や低減に継続的に取り組みます。

5. 教育

日本調剤グループは、本方針がすべての役員・執行役員・従業員に浸透するよう、適切な教育と研修を継続的に実施します。

6. 救済

日本調剤グループは、人権への負の影響を受けた個人及び地域社会が利用できる実効的な救済システムを構築し、事業活動の中で、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、適切な対話と手続の下、その救済に取り組みます。

7. 改廃

本方針の改廃は、日本調剤株式会社の取締役会で行います。

8. 施行

本方針は、2023年1月1日から施行します。

本方針は、2024年1月1日から改正の上施行します。